

共済減収調査結果

－ 平成22年産小豆、いんげん、みかん、りんご及びかき －

【調査結果の概要】

1 小豆（半相殺方式）

調査対象都道府県である北海道において、共済金支払基準となる減収割合を超えた減収面積は3,980 a（調査面積全体の8.1%）、10 a 当たり半相殺収量は151kgであった。

2 いんげん（半相殺方式）

調査対象都道府県である北海道において、共済金支払基準となる減収割合を超えた減収面積は3,660 a（調査面積全体の11.3%）、10 a 当たり半相殺収量は134kgであった。

3 みかん（半相殺方式（減収総合方式））

主な調査対象都道府県である和歌山県において、共済金支払基準となる減収割合を超えた調査樹園地の減収面積は193 a（調査樹園地全体の11.6%）、10 a 当たり減収量は1,260kg、10 a 当たり減収率は56.8%であった。

4 りんご（半相殺方式（減収総合方式））

主な調査対象都道府県である長野県において、共済金支払基準となる減収割合を超えた調査樹園地の減収面積は292 a（調査樹園地全体の24.3%）、10 a 当たり減収量は987kg、10 a 当たり減収率は36.9%であった。

5 かき（半相殺方式（減収総合方式））

主な調査対象都道府県である和歌山県において、共済金支払基準となる減収割合を超えた調査樹園地の減収面積は603 a（調査樹園地全体の49.4%）、10 a 当たり減収量は1,380kg、10 a 当たり減収率は64.7%であった。

この統計調査結果で使用している統計表は、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「統計データ新着情報」でご覧になれます。

【 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do> 】

【統計表】

1 平成22年産小豆（半相殺方式）の減収面積及び10a当たり半相殺収量

単位 { 減収面積 : a
10a当たり半相殺収量 : kg

調査対象 都道府県	減収面積			10a当たり半相殺収量		
	計	減収割合		計	減収割合	
		30%以下	30%超		30%以下	30%超
北海道	23 300	19 400	3 980	232	232	151

- 注：1 減収面積とは、10a当たり収量が10a当たり共済基準収量から減少した調査農家の共済引受面積について、区分（減収であった農家、減収割合が30%以下であった農家、減収割合が30%超であった農家）ごとに合計した値である（統計表2について同じ。）。
- 2 10a当たり半相殺収量とは、調査農家の10a当たり収量が10a当たり共済基準収量を超えた場合は、10a当たり共済基準収量を当年の10a当たり収量とし、また10a当たり収量が10a当たり共済基準収量を下回った場合は、当年の10a当たり収量を用い、区分ごとに10a当たり収量の平均値を算出したものである（統計表2について同じ。）。
- 3 減収割合とは、農家の10a当たり減収量の10a当たり共済基準収量に対する割合であり、30%以下及び30%超の区分は、本調査において、共済金支払開始損害割合を基に設定しているものである（統計表2について同じ。）。

2 平成22年産いんげん（半相殺方式）の減収面積及び10a当たり半相殺収量

単位 { 減収面積 : a
10a当たり半相殺収量 : kg

調査対象 都道府県 (品種区分)	減収面積			10a当たり半相殺収量		
	計	減収割合		計	減収割合	
		30%以下	30%超		30%以下	30%超
北海道	16 000	12 300	3 660	199	208	134
(手亡類)	2 640	2 120	523	250	258	153
(金時類、うずら類)	12 900	9 850	3 090	178	190	125
(大福類、とら豆類、 べにばないんげん)	415	x	x	261	x	x

3 平成22年産みかん（半相殺方式（減収総合方式））の減収面積、10a当たり減収量及び10a当たり減収率

単位 { 減収面積 : a
10a当たり減収量 : kg
10a当たり減収率 : %

調査対象 都道府県	減収面積			10a当たり減収量			10a当たり減収率		
	計	減収割合		減収平均	減収割合		減収平均	減収割合	
		30%以下	30%超		30%以下	30%超		30%以下	30%超
静岡	610	461	149	581	348	1 130	25.9	15.9	49.4
大阪	328	114	214	590	275	800	31.3	15.0	42.2
和歌山	507	314	193	743	347	1 260	32.5	13.9	56.8
香川	605	254	351	576	170	825	42.8	12.2	61.7
長崎	336	217	119	573	316	882	43.1	20.7	70.0
熊本	1 950	608	1 350	527	200	696	53.2	19.4	70.7
宮崎	2 080	813	1 270	527	293	737	34.7	16.6	50.9

- 注：1 減収面積とは、10a当たり収量が10a当たり共済基準収量から減少した調査樹園地の面積について、区分（減収であった調査樹園地、減収割合が30%以下であった調査樹園地、減収割合が30%超であった調査樹園地）ごとに合計した値である（以下の統計表について同じ。）。
- 2 10a当たり減収量及び減収率とは、調査樹園地の10a当たり収量が10a当たり共済基準収量から減少した数量及び割合について、区分ごとに調査樹園地の平均値を算出したものである（以下の統計表について同じ。）。
- 3 減収割合とは、調査樹園地の10a当たり減収量の10a当たり共済基準収量に対する割合であり、30%以下及び30%超の区分は、本調査において、共済金支払開始損害割合を基に設定しているものである（以下の統計表について同じ。）。

4 平成22年産りんご（半相殺方式）の減収面積、10a当たり減収量及び10a当たり減収率

単位 { 減収面積 : a
10a当たり減収量 : kg
10a当たり減収率 : %

調査対象 都道府県	減収面積			10a当たり減収量			10a当たり減収率		
	計	減収割合		減収平均	減収割合		減収平均	減収割合	
		30%(20%) 以下	30%(20%) 超		30%(20%) 以下	30%(20%) 超		30%(20%) 以下	30%(20%) 超
(減収総合方式)									
山形	863	562	301	640	406	960	29.9	16.5	48.2
福島	336	186	150	730	367	1 230	27.5	15.5	43.8
長野	498	206	292	690	299	987	27.0	14.0	36.9
(特定危険方式)									
岩手	279	279	-	126	126	-	4.4	4.4	-
宮城	162	x	x	196	147	x	9.9	7.1	x

注： 減収割合の区分は、減収総合方式で30%以下及び30%超、特定危険方式で20%以下及び20%超となる。

5 平成22年産かき（半相殺方式（減収総合方式））の減収面積、10a当たり減収量及び10a当たり減収率

単位 { 減収面積 : a
10a当たり減収量 : kg
10a当たり減収率 : %

調査対象 都道府県	減収面積			10a当たり減収量			10a当たり減収率		
	計	減収割合		減収平均	減収割合		減収平均	減収割合	
		30%以下	30%超		30%以下	30%超		30%以下	30%超
奈良	1 740	933	810	662	239	1 000	36.7	13.8	55.0
和歌山	803	200	603	1 110	263	1 380	52.2	13.1	64.7
愛媛	1 220	252	963	829	321	987	47.3	16.3	56.9
福岡	600	227	373	600	221	872	44.5	17.5	63.9

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、作物統計調査の中の共済減収調査として実施したものであり、共済基準減収量及び共済基準減収量に係る作付面積を調査し、農業災害補償制度（農業共済）における損害の額について国が行う認定審査の資料を作成することを目的としている。

2 調査の対象

(1) 小豆及びいんげん

ア 調査対象引受方式
半相殺方式

イ 調査対象

共済引受農家戸数が100戸以上かつ共済金額が1億円以上の条件を満たす都道府県を調査対象都道府県とし、半相殺方式により引き受けられている農家の耕地から選定した減収標本筆を対象に実施した（調査農家1戸当たり減収標本筆を2筆選定）。

ウ 調査対象数

作物	調査対象都道府県	調査対象数 (うち減収であった農家数)	調査農家共済引受面積計	【参考】	
				共済引受面積	共済基準収穫量 (共済加入農家計)
小豆	北海道	110 (65) 戸	48 900 a	1 640 123 a	38 170 035 kg
いんげん		90 (59)	32 400	800 067	18 531 835

注：共済引受面積及び共済基準収穫量は、平成20年産の数値である。

(2) みかん、りんご及びかき

ア 調査対象引受方式

(ア) みかん及びかき
半相殺方式（減収総合方式）

(イ) りんご

半相殺方式（減収総合方式及び特定危険方式（最大風速13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨（以下暴風雨という。）等の特定の被害による損害が共済の対象））

イ 調査対象

共済引受農家戸数が100戸以上かつ共済金額が1億円以上の条件を満たす都道府県を調査対象都道府県とし、半相殺方式（減収総合方式又は特定危険方式）により引き受けられている農家の樹園地から選定した果樹共済基準筆を対象に実施した。

ウ 調査対象数

作物	調査対象数 (うち減収であった筆数)	調査樹園地 面積計	【参考】	
			共済引受面積	共済基準収穫量 (共済加入樹園地計)
みかん	565 (246) 筆	14 259 a	382 749 a	73 542 705 kg
りんご	267 (132)	4 110	200 587	43 627 404
かき	245 (169)	7 010	196 387	32 696 416

注：共済引受面積及び共済基準収穫量は、平成19年産の数値であり、調査対象都道府県の数値を合計したものである。

3 調査事項

共済基準減収量及び共済基準減収量に係る作付面積

4 調査期日

(1) 小豆、いんげん、みかん、りんご（半相殺方式（減収総合方式））及びかき
収穫期

- (2) りんご（半相殺方式（特定危険方式））
暴風雨が発生した時

5 調査方法

- (1) 小豆及びいんげん
共済引受状況（共済引受面積等）に基づき選定した農家の減収標本筆に対する職員の実測調査の方法により行った。
- (2) みかん、りんご及びかき
各都道府県の共済引受状況（品種又は栽培方法等による区分の割合等）に基づき選定した果樹共済基準筆に対する職員の実測調査の方法により行った。

6 集計方法

- (1) 小豆及びいんげん
調査事項について、減収標本筆の実測調査結果を基に推計した調査農家結果を集計して取りまとめを行った。
- (2) みかん、りんご及びかき
調査事項について、果樹共済基準筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

7 実績精度

- (1) 小豆
実績精度（10 a 当たり収量）は、北海道で2%であった。
- (2) いんげん
実績精度（10 a 当たり収量）は、北海道で3%であった。
- (3) みかん
実績精度（10 a 当たり収量）は、静岡県で5%、大阪府で5%、和歌山県で6%、香川県で10%、長崎県で9%、熊本県で9%、宮崎県で7%であった。
- (4) りんご
実績精度（10 a 当たり収量）は、山形県で7%、福島県で5%、長野県で7%、岩手県で19%、宮城県で10%であった。
- (5) かき
実績精度（10 a 当たり収量）は、奈良県で6%、和歌山県で10%、愛媛県で10%、福岡県で12%であった。

8 用語の解説

- (1) 農業災害補償制度（農業共済）とは、農業災害補償法（昭和22年法律第185条）に基づいて国の農業災害対策として実施される公的保険制度をいう。
- (2) 畑作物共済とは、農業共済のうち、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ及び蚕繭を対象とした共済事業をいう。
また、果樹共済とは、農業共済のうち、うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップルを対象とした共済事業をいう。
- (3) 引受方式とは、農業共済を補償内容により区分したものであり、半相殺方式とは、農家単位で被害耕地（樹園地）の減収分のみにより損害を把握する引受方式である。
- (4) 品種又は栽培方法等による区分とは、果樹共済において、同一の作物であっても、品種等によって収穫時期及び被害の発生等に差異があることから、作物ごとに品種等により定めている区分であり、その区分単位で引受が行われている。
- (5) 共済金額とは、被害が生じた場合に支払われる共済金の最高限度額である。
- (6) 共済基準収穫量とは、その年の天候を平年並みとして、肥培管理なども普通一般並みに行われたときに得られる、いわば平年の収穫量であり、耕地（樹園地）ごとに定めら

れ、被害があったとき、損害評価や支払共済金の額の算定の基準となるものである。

- (7) 共済基準減収量とは、本調査において、当該耕地（樹園地）の共済基準収穫量から当該耕地（樹園地）の収穫量を差し引いて得た数量をいう。

9 利用上の注意

- (1) 統計数値については、下記の方法によって四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

原 数		5 桁 (万)	4 桁 (1 000)	3 桁以下 (100)
四捨五入する桁数（下から）		2 桁	1 桁	四捨五入 しない
例	四捨五入する前（原数）	12 345	1 234	123
	四捨五入した後（統計数値）	12 300	1 230	123

- (2) 表中に用いた記号は、以下のとおりである。

「－」：事実のないもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

- (3) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が3未満の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差し引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

10 その他

この資料に掲載した調査結果の詳細は、平成24年3月刊行予定の『農作物災害種類別被害統計（被害応急調査結果）』に掲載する。

【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報でご覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果の分野別分類は「作付面積・生産量、家畜の頭数など」に分類しています。

【関連リンク】

農業災害補償制度関係ページ：農林水産省＞経営＞農業災害補償制度（農業共済）のページ
http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/

問合せ先

- ◎本統計調査結果について
農林水産省 大臣官房統計部
生産流通消費統計課 普通作物統計班
電話：03-3502-5687
園芸統計班
電話：03-6744-2044
- ◎農林水産統計全般について
農林水産省 大臣官房統計部
統計企画課 広報普及班
電話：03-6744-2037